

平成29年10月30日(月)

メ モ

担当者

警部補

巡查長

会社名・役職 経済産業省・上席安全保障貿易検査官
氏 名 [redacted] 他2名
生 年 月 日 [redacted]

1 相談日時

平成29年10月27日午前10時0分から午後0時0分まで

2 相談場所

経済産業省本館13階西8A会議室

3 相談者

本職

[redacted] 巡查長

4 対応者

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課
(警察チーム)

上席安全保障貿易検査官 [redacted]

同 [redacted]

安全保障貿易検査官 [redacted]

5 相談内容

平成29年10月13日に経産省に依頼をしている、

- ・ 省令ハがどのような意図で規定されたか、AGの経緯を調べて欲しい。
- ・ 省令ハの「内部の滅菌又は殺菌」の内部とはどの部分を指すのか判断して欲しい。
- ・ 凍結乾燥器では滅菌方法として、省令でもガス滅菌が認められているが、噴霧乾燥器の滅菌方法としても認められるか否か判断して欲しい。

という内容について、AGの性質上、なかなか回答はできないと推察している。

当課では、実証実験等のため、本件該当貨物と同型器を中古業者に留め置いてもらっているが、相応の費用がかかる上、留め置きは今年いっぱいに限界である。

また、実証実験にも最低60万円の予算がかかることから、実験後に貴省から否定的な意見を出されることは何としても避けたい。

以上の状況から、現在考えられる4つの方法(蒸気滅菌・殺菌の実証実験又は理論上の証明、ガス滅菌・殺菌の実証実験又は理論上の証明)について、

専門家（噴霧乾燥器メーカー、ユーザー及び滅菌業者等）の意見を元に、最も一般的で無理の無い方法を選定し、第三者が出す判定結果により、同型器が滅菌又は殺菌が可能なことの証明を12月中に行いたいと思っている。そのため、11月初旬を目処に実験等の方法を決定して相談に来るので、その方法の是非について11月中に判断して欲しい。少なくとも実験後に「そんな方法では判断できない」という回答はやめてほしい。

6 相談結果

以下は、■■■■上席の回答。※の質問には回答をもらえず。

相談内容については承知した。現在、警察チームとしてもやれる限りのことをやっているが、正直言って管理課の感触はあまり良くない。このままでは、審査課を説得できないかもしれない。

まず、大川原社は噴霧乾燥器のリーディングカンパニーで、ルールメイキング（※AG？CISTEC？）にも携わっている。本件も該非判定の上、ハのみ非該当としているのは何らかの根拠があると考えている。当時の資料（※AG？新地さん？）には、大川原社の弁として、「当社の噴霧乾燥器は洗浄機能のみで、酸とアルカリしか使用できない（※構造？材質？）ので、非該当である。」という記録があり、洗浄機能のみは除くという除外規定をしっかり理解した上で非該当としている可能性がある。その場合、警察が第三者を使って「滅菌・殺菌できた」と証明してきても、大川原社が考える滅菌・殺菌の定義や方法がわからない以上、「該当」とは判断するのは怖いというのが本音だ。また、管理課の解釈（あくまで法規班補佐の個人的見解）では、今のところ「内部とは器械全部を指す」としており、そうなると噴霧乾燥器の場合、デッドポイントが数多くあり、大川原社製の噴霧乾燥器は構造上、滅菌・殺菌ができないと主張してくる可能性もある。当時のAGの会議資料には、ハの趣旨として「製造前後のばく露防止」という記述があり、防衛省の見解を聞いて、確かに生物兵器を製造した後のばく露防止は、AGの趣旨から言っても必要ないというのは理解できるが、当時は、そこまで議論されずに省令を決めてしまったようで、その後も、噴霧乾燥器での生物兵器製造に滅菌・殺菌は必要かという議論は一切なされていない。

以上のとおり、この省令には多くの欠陥があり、その省令を元に大川原社が違反だと強く言いにくいという思いが管理課にはあるようだ。昨年のAGでも、AGの原文にもある、「当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない」とする解釈の「洗浄」は殺菌とどう区別するのかという点について議論がなされた。各国とも洗浄と殺菌の差がはっきりとせず、殺菌の定義というものがないことから、該非判定ができないとして意見を交わしたが、結局結論が出ずに議論が停止したままになっている。CISTECでも当時、議論されたはずだが、何の回答も出ていないようだ。本当に情けない話だが、この省令には欠陥があるとしか言いようがないし、省

令の改正をしない限り、噴霧乾燥器を規制することはできないのではないかと考えている。警察が言うとおり、生物兵器製造に使用できる器械を輸出するにあたり、殺菌ができないことを証明できない限り、該当と判断すべきことは当然で、そもそも噴霧乾燥器で生物兵器を製造するのに滅菌・殺菌が必要ないなら、なおさら安全サイドに立って判断すべきである。多くの輸出者がそのような判断に立って該非判定している中、リーディングカンパニーの大川原社だけが非該当と判断しているのを許すわけにはいかないというのは、まったくの正論で、言い訳の余地も無いが、経産省としてまだ何も決めたわけではなく、警察チームも必死にやっていることを理解して欲しい。

繰り返しになるが、大川原社が非該当と判断している理由を知りたい。

今後、専門家（調査員、メーカー）への確認に合わせ、大川原社への立入検査も検討している。立入検査が警察の捜査の邪魔をすることになるのは理解しているが、このままでは管理課も審査課も説得することができないので、他に良い方法がないか、警察でも検討して欲しい。

7 その他

CISTEC の 調査員が 2 週間ほど前から洗浄と殺菌について勉強会を始めており、その勉強会に大川原社も出席しているとの情報があった。